

# 高齢者等福祉タクシー料金助成事業のご案内

満 75 歳以上の方等が、日常生活における交通手段としてタクシーを利用する場合、利用料金の一部を助成します。

## 対象者

- ・満 75 歳以上の方(町内在住)
- ・免許返納者(運転経歴証明書交付者)
- ・要介護・要支援認定者、基本チェックリスト該当者
- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級、肢体及び体幹機能障害の場合に限り 3 級該当者
- ・療育手帳の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級該当者

どれかに該当した方

## 助成内容

登録決定した月又は翌月から年度末月まで 1 ヶ月あたり 4 枚のタクシー乗車券を交付します。  
【年間最大 48 枚】

## 使用可能枚数

1 回の乗車につき、1 枚使用  
2 人以上で乗車の場合、2 枚まで乗車券が使用可能  
(初乗り運賃相当額)

## 申請受付



受付場所：  
木曾岬町役場 福祉健康課窓口

## 申請から利用まで

### 申請

福祉健康課へ申請書を提出してください。代理の方、または郵送でも申請可能です。

### 交付

助成決定通知書、登録証及びタクシー利用乗車券を郵送させていただきます。

### 利用

タクシー(ただし、協力機関のみ)を利用する際に、登録証を提示することでタクシー利用乗車券を使用することができます。

## 協力機関

シバタタクシー	0567-67-0161
名古屋近鉄タクシー	0570-04-3833
しんご福祉タクシー	080-5158-3606
福祉タクシーうたたね	070-8959-3772

(福祉タクシー利用は、車イスやストレッチャーなどを使用する方に限ります。)

○上記4社については、乗車地点及び降車地点のどちらか必ず名古屋交通圏内  
(※注)でなければ乗車できません。

三重近鉄タクシー	0594-22-0268
三交タクシー	0594-22-1500

○上記2社については、乗車地点及び降車地点のどちらか必ず北勢交通圏内(※注)  
でなければ乗車できません。

## 利用方法等

- 指定されたタクシー会社(協力機関)に、直接予約してください。
- ご利用の場合は、必ず本人が乗車するとともに、乗車時に登録証を乗務員に提示してください。
- 乗車券は運賃の一部として提出し、残りの代金はお支払いください。
- 利用者が2人以上(登録者の方)で乗車されたときは、全員で乗車券2枚まで使用できます。
- 乗車券の換金、譲渡及び他人に使用させることはできません。
- 交付した乗車券の再交付はできません。ただし、破損及び汚損した場合は、現物との交換を認めます。
- 有効期間の過ぎた乗車券は使用出来ません。
- 利用者が次の事項に該当した場合は、速やかに届け出し、登録証と未使用の乗車券を返還してください。
  - ①制度を受ける必要がなくなったとき
  - ②対象者の要件のいずれにも該当しなくなったとき

※注)名古屋交通圏…弥富市、飛島村、蟹江町、大治町、愛西市、津島市、あま市、名古屋市 など

北勢交通圏 …桑名市、いなべ市、東員町、朝日町、川越町 など



## お問い合わせ先

木曾岬町役場 福祉健康課 0567-68-6104